

4 公園・緑地計画

(1) 公園・緑地の整備及び保全の方針

- ふるさとの緑の保全 [環境保全系統]
- 身近にふれあう緑の創造 [レクリエーション系統]
- 心地よい景観や風景の活用 [景観形成系統]
- 身近な安心の確保 [防災系統]

本町は、美しい自然環境に恵まれた町であり、市街地を取り囲む船形山や七ツ森などの山並みは『大和町のシンボル』として、町民に深く愛される存在となっています。

こうした豊かな緑や水資源を背景とした生態系などを大切にしながら、環境負荷の低減に資する都市づくりを推進するとともに、使いやすさ、身近さ、日常的な眺望等に配慮しながら計画的な自然の保全・活用を図るものとし、公園・緑地の整備及び保全の方針を以下のとおり定めます。

緑の基本計画において対象とする『緑』とは、「自然的な環境の緑」「公園・広場等の施設の緑」「市街地や周辺住宅地のなかの緑」をまとめた緑と水とオープンスペース*を対象としており、それぞれ以下のような内容を含んでいます。

【公園・緑地の定義】

○自然的な環境の緑

市街地の周辺に残されている山林や農地、河川・水辺等のように自然的な環境を有している緑

○公園・広場等の施設の緑

公園・広場や運動場・グラウンド等のように、施設として整備されている緑とオープンスペース*

○市街地や周辺住宅地のなかの緑

道路の街路樹、町役場や学校等の公共施設における植栽、スーパーマーケットや工場等の大規模施設における植栽、住宅地の生け垣、小規模な農地や樹林（居久根）等のように、市街地や周辺住宅地のなかにある緑

※文章中の「*」については、巻末の用語集を参照してください

● ふるさとの緑の保全 [環境保全系統]

- 丘陵地の樹林や樹木、市街地を取り囲む良好な森林や田園、身近な里山、吉田川水系やダム湖等の水辺空間は、私たちが受け継いだ大和町の財産であり、後世に守り伝えるべきかけがえのない貴重な資源です。
- 魚や鳥、植物が住みやすい環境に配慮し、豊かな自然や潤いを感じる場を「まちの原風景」として後世に伝えます。

● 身近にふれあう緑の創造 [レクリエーション系統]

- 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場、教育の場、地域コミュニティ*の形成や活動拠点の場としての活用が求められています。
- 身近な自然や歴史に親しむとともに、特色のある公園づくりや公園等の施設相互をネットワークする空間の形成は、地域への愛着を醸成する効果も期待されることから、町民ニーズ*を踏まえた愛される公園・緑地づくりを推進します。

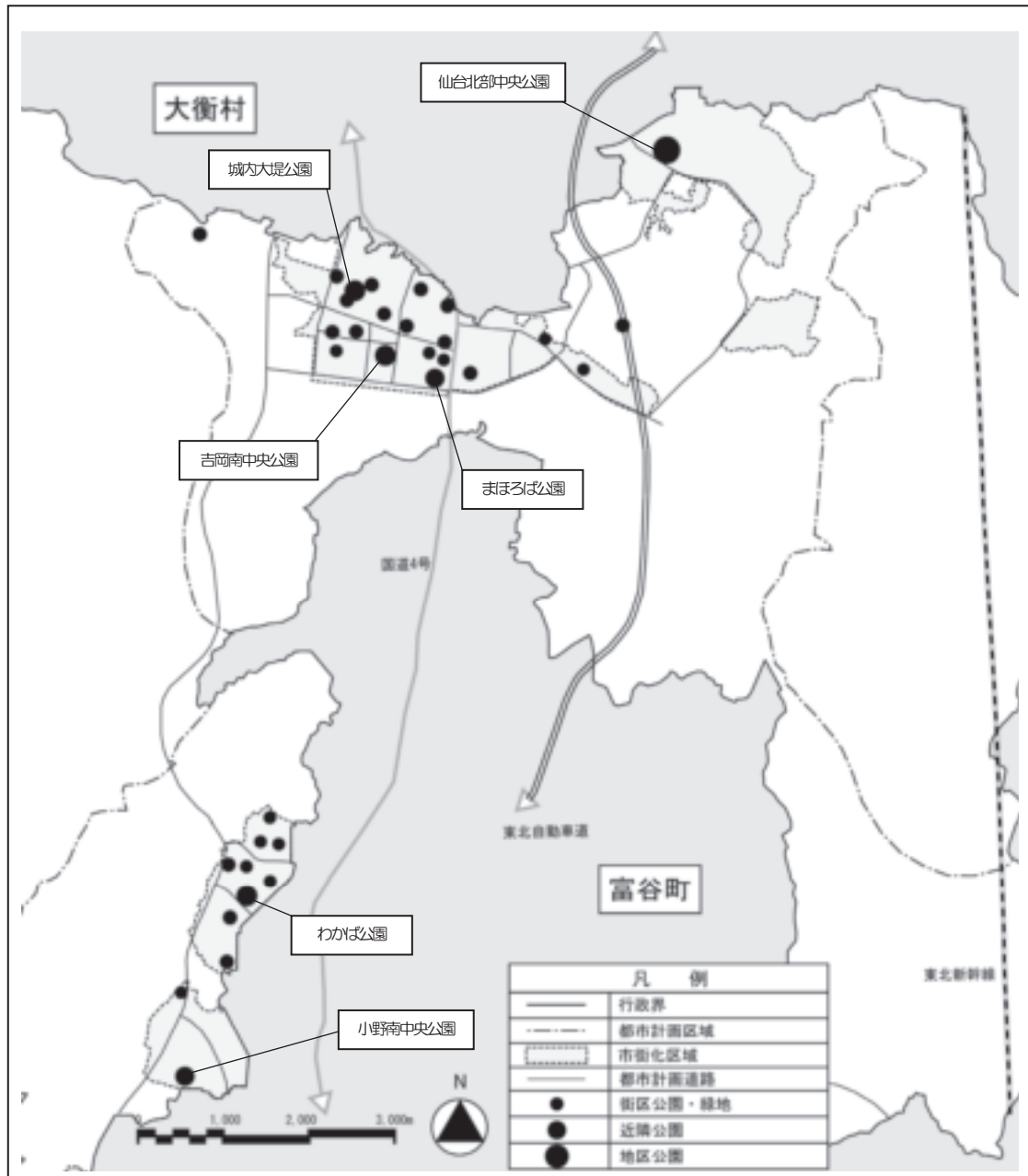
● 心地よい景観や風景の活用 [景観形成系統]

- 緑と調和した街並みは、日常生活を営む上で最も身近な風景であり、また本町に訪れる人々の心をもなごませてくれます。
- ふるさと感じる景観を守っていくとともに、町の拠点となる施設、住宅地、商業地などの様々な場所において、季節の息吹や緑を効果的に演出するため、民有地や公有地での緑化を推進します。

● 身近な安心の確保 [防災系統]

- 森林や河川は、高い防災機能を有しており、自然資源を活かした防災機能の働きを高めるための取り組みを推進していく必要があります。
- 災害初動期の避難地となる公園や広場等のオープンスペース*を確保し、身近な安心の場を増やしていきます。

【 都市計画公園・緑地位置図 】



	箇所数 (箇所)	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)
街区公園	23	7.03	6.83	97.2
近隣公園	5	6.40	5.22	81.6
地区公園	1	16.50	16.57	100.0
住区基幹公園	29	29.93	28.62	95.6
緑地	4	7.74	2.42	31.3
計	33	37.67	31.04	82.4

資料：みやぎの都市計画（H21. 3. 31現在）

注）公園・緑地の都市計画決定状況等は資料編p119に詳細に記載しています

※文章中の「*」については、巻末の用語集を参照してください

(2) 公園・緑地の整備及び保全計画

前項に掲げた4つの整備及び保全の方針に基づき、また本町の公園・緑地の現状や既定計画等を踏まえながら、公園・緑地の総合的な整備及び保全計画を次のように定めます。

① 環境保全系統（「ふるさとの緑の保全」のための計画）

○ まちの原風景を伝える

- ・本町の原風景を構成する七ツ森の森林については、既定の個別法等の活用や、新たな法体系の指定を検討することにより、引き続き保全します。

○ 水の流れと潤いを伝える

- ・町土の骨格を形成する吉田川や南川ダム等については、周囲の自然環境を活かしながら、生き物の生息しやすい環境づくりに努めるとともに、連続した貴重な水辺・緑地空間として積極的に保全します。

○ 身近な緑を伝える

- ・市街地に点在する寺社林や鎮守の森等のまとまりのある貴重な緑は、身近に自然とふれあえる場、生態系の場であり、このような美しい郷土景観を創り出している緑地については、保存樹林、緑地保全地区等の指定を検討し、保全します。

② レクリエーション系統（「身近にふれあう緑の創造」のための計画）

○ 身近なふれあい空間を創る

- ・地域のコミュニケーションやレクリエーションの場として、身近な緑の整備を図るとともに、ふるさとセンターなどの公共公益施設等の活用を図りながら、地域の拠点となる緑の機能の充実に努めます。
- ・また、町民ニーズ*や地域の特性を活かしていくため、地域住民との協働による公園の整備や日常的な維持、管理を促進し「愛される公園・緑地」づくりを進めます。

○ 自然に親しむ空間を創る

- ・南川ダム、宮床ダム、七ツ森周辺地域については、自然と親しみ、交流し、自然を学ぶ場としての整備を図ります。また、各種イベントや講習会、自然体験教室など自然の楽しさを体感することができるような施設整備を推進します。

○ 楽しめるみちを創る

- ・道路の新設や改修にあわせて、街路樹、花などの設置スペースを確保するとともに、植栽スペースの限られている既成市街地等では、ポケットパーク*の整備、沿道周辺のシンボルツリーの植栽、プランターの設置など、効果的な緑づくりを推進します。

③ 景観形成系統（「心地よい景観や風景の活用」のための計画）

○ 緑を感じるまちなみ景観を活かす

- ・公共公益施設の緑化を推進し、町民の交流や環境教育の場となるような緑の拠点の形成を図ります。
- ・多くの人が集まる商店街等は、プランターの設置やポケットパーク*の整備などにより、潤いのある空間の確保に努めます。

○ ふるさと景観を活かす

- ・セツ森や船形連峰の山並み、吉田川水系沿いに広がる田園風景については、美しい景観の保全を図るとともに、季節ごとの移り変わりを楽しむ風景として保全します。
- ・また、寺社林、史跡や遺跡を保存、活用しながら、精神的な拠り所となる施設等の適正な維持管理を促進します。

○ もてなしの景観を活かす

- ・道路、公共施設や住宅地、商業地、地域のコミュニティ*の場などにおいて、華やかな彩りを与え、季節の息吹きを感じさせてくれるとともに、地域や子どもたちの成長を見守る花の景観を増やします。
- ・良好な景観ポイントについては、眺望を妨げないよう、周辺の建物の高さや形状、色等について配慮した整備、保全を検討します。

④ 防災系統（「身近な安心の確保」のための計画）

○ 自然災害を防ぐ緑を増やす

- ・市街地や周辺住宅地周辺の里山等については、災害時の防災林として、また土砂の流出を防ぐ林として、保全と育成に努めます。

○ 災害時の安心を増やす

- ・災害初動期の避難地となる公園や広場等のオープンスペース*を確保するとともに、市街地内の未利用地や農地については一時避難場所としての利用を図り、貯水槽や食糧備蓄倉庫等を備えた防災公園の整備を進めます。
- ・ブロック塀の生垣化、沿道建築物の耐震補強、街路樹の設置等による延焼危険性の低減等を進め、避難路の安全性を確保します
- ・森林や河川等による防災機能を高めるため、森林機能の回復、補強を図るとともに、水害危険箇所については、堤防化や線形改修などの事業を推進します。

※文章中の「*」については、巻末の用語集を参照してください